

入札に関する留意事項（委託）

入札条件

入札保証金	所沢市契約規則第5条第1項第3号の規定により免除
契約保証金	所沢市契約規則第18条第1項第4号の規定により免除

1 入札に参加する前に

- (1) 所沢市契約規則、所沢市競争入札参加者心得、所沢市電子入札運用基準、仕様書等熟覧の上、入札すること。なお、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。
- (2) 現場説明会は、開催しない。設計図書等については、電子入札システムよりダウンロードすること。

2 入札について

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより指定の日時までに入札書を提出すること。
- (2) 電子入札においては、原則として書面による入札書の提出は認めない。
- (3) 入札参加者は、入札を辞退するときは電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書面により提出することができる。
- (4) 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。ただし、入札書を提出した後に、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間に限り入札辞退を認め、提出された入札書は無効とする。
- (5) 開札後の辞退は、認めない。
- (6) 入札書提出締切日時において、入札書が電子入札システムに未到着の入札参加者は辞退したものとみなす。

3 無効になる入札について

- (1) 当該入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 電子入札に必要な電子証明書を取得していない者のした入札
- (3) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

4 開札について

- (1) 第一回目の入札を開札した結果、市の予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 第一回目の入札で市の予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、再度入札を行う。この場合の日時は電子入札システムにより通知する。
- (3) 再度入札によっても、なお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。随意契約の方法による契約の締結を行うときは、再度入札において、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格及び次位の価格を提示した者により見積合わせを行い、市の予定価格以下で最低価格を提示した者を、契約の相手方と決定するものとする。

5 くじによる落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、電子入札システムの電子くじにより決定するものとする。

6 システム障害時の対応

長時間にわたる電子入札システム用サーバーの障害や通信事業者の原因によるネットワーク障害、天災、広域的な停電その他の事由により公正な入札又は開札ができないと市が判断した場合、入札又は開札の延期、紙入札への移行等必要な処置を講じるものとする。この場合、電子入札システム以外の方法（インターネット、電話、ファクシミリ、電子メール等）により入札参加者に連絡するものとする。

7 ウィルス対策

入札参加者は、コンピュータウィルス等の不正プログラムに感染しないよう、基本ソフトのアップデートやセキュリティソフトの導入等、対策を講じること。